

覚 書



美濃加茂市（以下「甲」という。）、国立大学法人岐阜大学応用生物科学部（以下「乙」という。）及び農業生産法人有限会社FRUSIC美濃加茂支店（以下「丙」という。）は、山羊による緑地再生事業実施計画策定のために必要となる維持管理方法を確立することを目的として、相互協力して調査・研究（以下「共同研究」という。）するために覚書を締結する。

（目的）

第1条 この共同研究は、市内の指定する土地について、甲、乙及び丙が共同研究者として相互の研究・調査に協力し、簡易で経済的な山羊による維持管理手法を確立させることを目的とする。

（対象）

第2条 この共同研究を実施する箇所（以下「実験フィールド」という。）は、岐阜県営平成記念公園北部地区の未利用地の一部とする。

2 この共同研究に係る上記以外の公有地についても、甲、乙及び丙のいずれかが、前条の目的のために必要と判断した場合は、甲、乙及び丙が協議の上、研究を実施することができる。

（相互の役割）

第3条 共同提案に係る甲、乙及び丙の役割は、次のとおりとする。

（1）甲の役割

- ・実験フィールド及びデータの提供
- ・関係機関との調整

（2）乙の役割

- ・乙所有の山羊による実証実験及び実験データ取得
- ・実験データ解析並びに実験結果のまとめ及び利用・管理手法等の提案

（3）丙の役割

- ・山羊の管理補助
- ・実験フィールドの整備、点検及び維持

（共同研究の内容）

第4条 甲、乙及び丙は、土地の除草・管理について、現地の状況を把握し、山羊による環境にやさしい適切な維持管理手法を調査・研究する。

（共同研究に関する資料提供）

第5条 前条の共同研究の実施可能性を探るために必要な実験フィールド・データを甲が準備し、これを乙及び丙に提供する。

2 乙及び丙は、甲から得たデータを共同研究に必要な資料以外に使用してはならない。ただし、甲が認めたときはこの限りでない。

（提案及び発表の承認）

第6条 乙は、本覚書に基づく調査・研究の成果を学会等に広く公表する場合には甲及び丙の承認を受けるものとする。

（協議）

第7条 甲、乙及び丙の協議の場合は、甲、乙又は丙のいずれかが求めたときに設けるものとする。

（連携）

第8条 甲は、第2条第1項で規定する区域において、本覚書の研究内容に関連する里山保全についての事業を計画しており、同事業に関し甲から乙及び丙に協力要請があった場合には、全面的に協力をするものとする。

（期間）

第9条 甲、乙及び丙の共同提案に係る研究・調査は、覚書を締結した日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間終了1箇月前までに、甲、乙及び丙が期間を延長する必要があると認めた場合は、1年間これを延長することができるものとする。この場合の延長期間は、最大5年間とする。

（その他）

第10条 本覚書に定めのない事項及び本覚書に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、別に定めるものとする。

また、甲、乙及び丙は、本協定の実証結果の利活用について互いに協力する。

この覚書の締結を証するため本書を3通作成し、甲、乙及び丙が記名の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年 9月 5日

甲：美濃加茂市太田町3431番地1

代表者 美濃加茂市長

藤井 浩人

乙：岐阜市柳戸1番1

国立大学法人 岐阜大学応用生物科学部
学部長

福井 博一

丙：美濃加茂市本郷町9丁目18番34号

農業生産法人 有限会社FRUSIC美濃加茂支店
代表取締役

藤田 祥二